



平成27年5月14日

各 位

会 社 名 株式会社 ナンシン
代表者名 代表取締役社長 斎藤彰則
(J A S D A Q ・ コード番号 : 7 3 9 9)
問合せ先 執行役員管理副本部長兼財務部長 小島芳邦
電話 03-6892-3017

「内部統制システムの基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」の改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループの取締役及び使用人は、経営理念・行動規範並びにコンプライアンス規程等に基づき、適正な職務執行に努めなければならない。
- ②当社の監査役は、監査役会規程等に基づく独立した立場から、内部統制システムの構築や運用状況を含め、当社グループの取締役や使用人の職務執行の適正性について監査する。
- ③当社の内部監査室は、監査役や国内外の会計監査人と連携しながら、当社グループの取締役や使用人の職務執行の適正性について監査する。
- ④当社は、法令違反その他コンプライアンスに係る問題を早期に発見し是正するため、対象範囲をグループ全体とする内部通報制度を設ける。社員等は、かかる問題を発見した時は、常勤監査役又は顧問弁護士等に通報しなければならない。会社は、通報内容を守秘し、通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- ⑤当社は、反社会的勢力排除に向けた基本方針を定め、反社会的勢力との関係遮断や不当要求拒絶のための体制を整備する。
- ⑥当社は、金融商品取引法における財務報告の信頼性を確保するため、内部統制委員会の承認の下、内部統制システムが有効に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を講じる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報は、法令や文書管理規程等に基づき、保存媒体に応じ適切かつ確実に記録・保存・管理を行う。取締役及び監査役は、適宜、これらの情報を閲覧・複写できる。
- ②情報の保存及び管理については、別途、情報セキュリティに係るガイドラインや個人情報取扱規程・インサイダー取引防止規程等を定め、情報管理の徹底を図る。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、企業活動に係る様々なリスクに対処するため、平時においては、内部監査室がリスクの指摘や軽減に取組み、有事においては、社長を本部長とする緊急対策本部が有事対応マニュアルに従い対応する。
- ②当社は、グループ各社の相互連携の下、当社グループ全体のリスク管理を行う。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役会を当社グループの経営戦略や業務執行等に係る最高意思決定機関と位置付け、取締役会規程に基づき原則毎月開催するとともに、業務の執行状況を監督する。必要に応じて適宜、臨時取締役会や各種委員会等を開催する。
- ②当社グループは、年度予算と将来の経営環境を踏まえた中期経営計画を立案し、その達成に向けた具体案を実行する。当社は、当社グループ全体の目標を管理し、業務執行を監督する。グループ各社は、相互連携の下、それぞれの業務の効率性と有効性を追求する。
- ③当社グループは、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程等を定め、責任の所在を明確にし、公正で効率的な執行手続を確保する。また、当社においては、執行役員制度を導入し、効率的な業務執行を図る。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、関係会社管理規程を定め、子会社の承認事項や報告事項等を規定する。これに基づき、子会社は、業務執行状況の定期的報告や重要事項に係る事前協議・決裁申請を行う。
- ②当社は、子会社担当取締役・常勤監査役及び内部監査室が中心となって、国内外の会計監査人と連携しながら、定期的に子会社の業務執行を監査する。また、子会社の取締役等は、当社で開催する各種会議に出席し、経営課題の報告を通して方針の徹底を図る。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査補助業務を行う使用人を置く。その人事等については、取締役と監査役が協議して決定する。
- ②上記の使用人は、当該業務を優先し、取締役等上長からの指揮・命令系統から分離独立する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制、上記報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①当社グループの取締役及び使用人等は、業務の執行状況について適宜、また、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は直ちに、監査役に報告する。監査役は、取締役又は使用人等に対して、必要に応じ説明を求めることができる。
- ②当社グループは、上記報告に関して、グループの取締役及び使用人等に対し当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を周知徹底する。

8. 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生じる費用に関して、速やかに支払処理を行う。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、取締役会など重要な会議に出席するとともに、適宜、業務執行に関する文書等情報を閲覧・複写できる。また、監査役は、必要に応じて、外部専門家（弁護士・公認会計士等）を活用し助言を受けることができる。
- ②監査役は、代表取締役・内部監査室及び国内外の会計監査人と定期的に面談し、意思疎通と相互連携を図るため、意見交換を行う。

以上